

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年11月9日

株式会社オフィスバスターズ

代表取締役会長 天野 太郎

問合せ先： 専務取締役コーポレート本部長

藤本 匡彦

(03)6262-3155(代表)

URL <https://www.officebusters.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
天野 太郎	729,400	43.08
株式会社テンポスホールディングス	450,000	26.58
株式会社アトライ	150,000	8.86
芙蓉総合リース株式会社	60,000	3.54
熊谷 正慶	52,000	3.07
大森 潮見	40,000	2.36
オフィスバスターズ従業員持株会	22,400	1.32

支配株主名	天野 太郎
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

(株)アトライは、天野家の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	0名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>①取締役会</p> <p>取締役会は、取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。</p> <p>また、監査役2名が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。</p> <p>②監査役</p> <p>当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、代表取締役と定期的に会合を持ち、問題点を報告・共有しております。監査法人とは監査方針について意見交換を行い、監査の方法や結果について定期的に監査法人より報告を受けております。</p> <p>③内部監査</p> <p>内部監査は、内部監査室（内部監査責任者？）が内部監査規程及び内部監査計画書等に基づき、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。また、内部監査担当者は監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。</p> <p>④会計監査</p> <p>当社は、大有監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2022年12月期において監査を執行した公認会計士は鴨田真一郎氏、岩村浩秀氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他であります。</p> <p>なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。</p>
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市河 明	他の会社の出身者													△

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市河 明	○	---	管理部門の業務に長年にわたって携わり、その経歴を通じて培われた知識や見識などを活かしたグループ内部統制に関するベテランです。幅広い見識を経営に反映して頂くことを目的に同氏を監査役として招聘しております。また、該当者と当社との間に特別の利害関係はなく、独立性の基準を満たしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、当社グループ役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、役員及び従業員に対しインセンティブとして信託型新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,子会社の取締役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

本信託の目的を、当社グループ役職員等のモチベーション維持・向上のために、当社グループ役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社グループ役職員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー（株主）となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社グループ役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。 なお、当連結会計年度において権利行使されたストックオプションはございません。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

直前事業年度における取締役および監査役の報酬等の総額は、取締役5名、監査役2名に対し、89,624千円です。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬は、役員報酬は、世間水準、会社の業績、社員給与とのバランスを考慮し、株主総会で決定した報酬総額の限度内にて決定しております。取締役の報酬は、取締役会にて定めており、取締役の報酬は、会社の業績低下、その他の理由により取締役会が減額の処置をとることがあります。取締役報酬の決定に関する方針およびその決定方法等に関する事項は、以下のとおりです。
--

1. 取締役報酬の決定に関する方針

・取締役報酬は、月額報酬、賞与で構成し、すべて一定の基準に従い支給金額を定める固定報酬とする（月額報酬、賞与についてはあらかじめ年間支給金額を定める）。

・月額報酬、賞与については、限度額の範囲内で、取締役会の決議により決定する。

2. 取締役報酬の決定方法等に関する事項

・個人の具体的な支給金額、時期、方法等については、迅速かつ機動的に決定をするため、取締役会の決議を経て代表取締役社長に一任する。

・代表取締役社長は、一任を受けた事項について、両規程に定める常勤・非常勤の別、役位・役割に応じて、指名報酬委員会の答申結果、経済社会環境、当社の事業環境、貢献度・責任等を勘案して決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対しては、日常的にメール等を利用して情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、当社の商品やサービスをご利用頂くお客様や、株主や投資家、お取引先等に対し、リユースを通じて循環社会の形成に寄与することで評価され、持続的な発展と成長をし続けることが重要だと認識しております。当該認識のもと、当社の取締役、監査役においては、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

外部環境やビジネスプロセスなど、あらゆるビジネスリスクへの対応として、各取締役・執行役員がこれらに関する協議を随時行っております。業務に関する全てのリスクについて経営会議や取締役会で報告するとともに、関係者に周知徹底を図り、収益の確保と健全な経営基盤の確立に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の商品やサービスをご利用頂くお客様や、株主や投資家、お取引先等に対し、リユースを通じて循環社会の形成に寄与することで評価され、持続的な発展と成長をし続けることが重要だと認識しております。当該認識のもと、当社の取締役、監査役においては、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制の見直しと改善に努めております。

また、経営活動に対する監視・チェック機能の強化、透明性の向上、コンプライアンス及びリスク管理の徹底や、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図っていくことで、コーポレート・ガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定期日前の発送を心掛け、議決権行使の円滑化に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主重視の観点から一般的に株主総会が集中すると思われる日は避けるようにしています。
電磁的方法による議決権の行使	現状では、電磁的方法による議決権の行使の採用は予定しておりません。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権の電子行使を可能とするための環境作り等につきましては、昨今のインターネットの急速な普及も踏まえ、東京証券取引所が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の研究を行う等、株主動向を注視しつつ議決権行使環境の向上を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	今後、発行者情報、決算短信等を掲載していきます。
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部内に広報・IR 室を設置しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、経営姿勢、行動規準としてステークホルダーの尊重の理念を明記しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社ウェブサイトにおいて、当社グループの地域・社会貢献活動に関する取り組みを開示しております。 https://www.officebusters.co.jp/company/csr
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適法かつ適時・適切な会社情報のデスクロージャーを目的に、「会社情報の情報開示に関する規程」を定め会社情報の情報開示を行っております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

当社の内部監査は、グループ企画管理部が主管部署として、業務を監査しております。グループ全社の業務モニタリングのために、代表取締役社長直轄の機関となっております。内部監査結果については、四半期ごとに取締役会へ報告すると共に、緊急を要する重要事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合には、常勤の監査役に意見を求めた上で都度、取締役会に報告しております。また、同室は、法令及び会社規程に違反する行為を発見した場合の内部通報窓口機能を設置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力からの不当な要求に応じたり、反社会的勢力を利用するなどの行為を行わないことを遵守事項として定めており、反社会的勢力調査マニュアルを定め、反社会的勢力との関係を持たないよう、平素より注意しております。また、当社の健全性及び公正性を確保するため、暴力団等反社会的勢力への対応は組織的に行い、理由の如何を問わず、不当要求には絶対に応じないことを基本方針とした反社会的勢力対応マニュアルを定め、平時の準備と不当要求が行われた際の対応要領について、社内に周知徹底しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

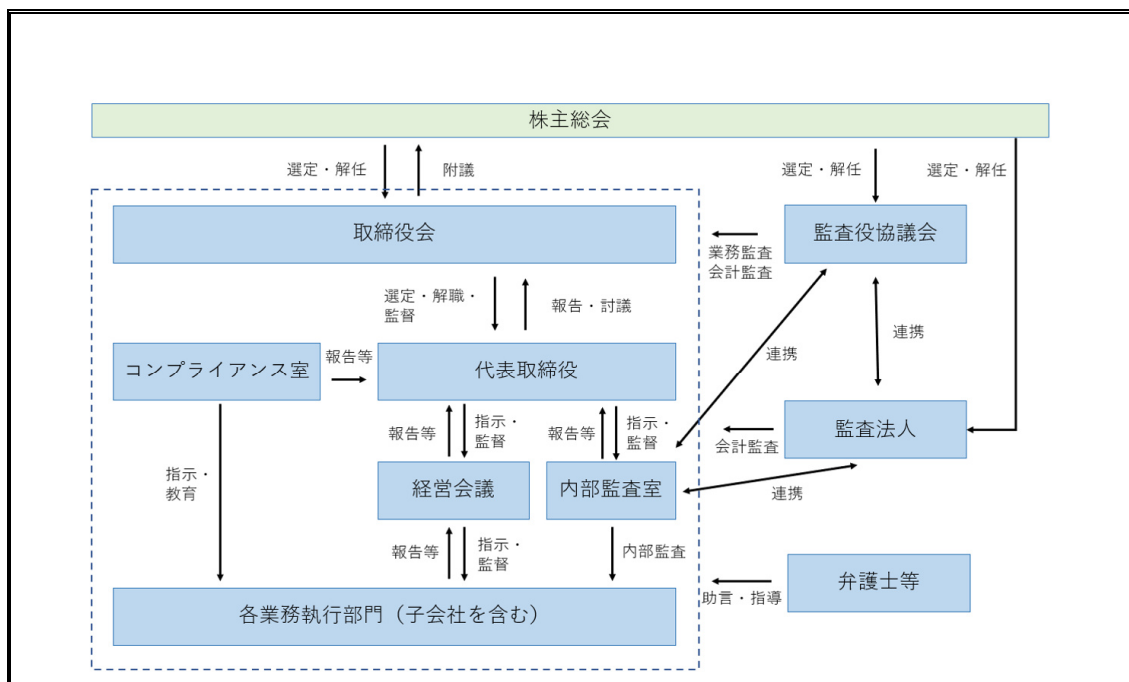
当社では、現時点において具体的な買収防止策を導入しておりませんが、今後は必要性の有無を協議したうえで、必要と判断された場合には、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を定めるなど、株主が利益を害することの無いよう環境の整備を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

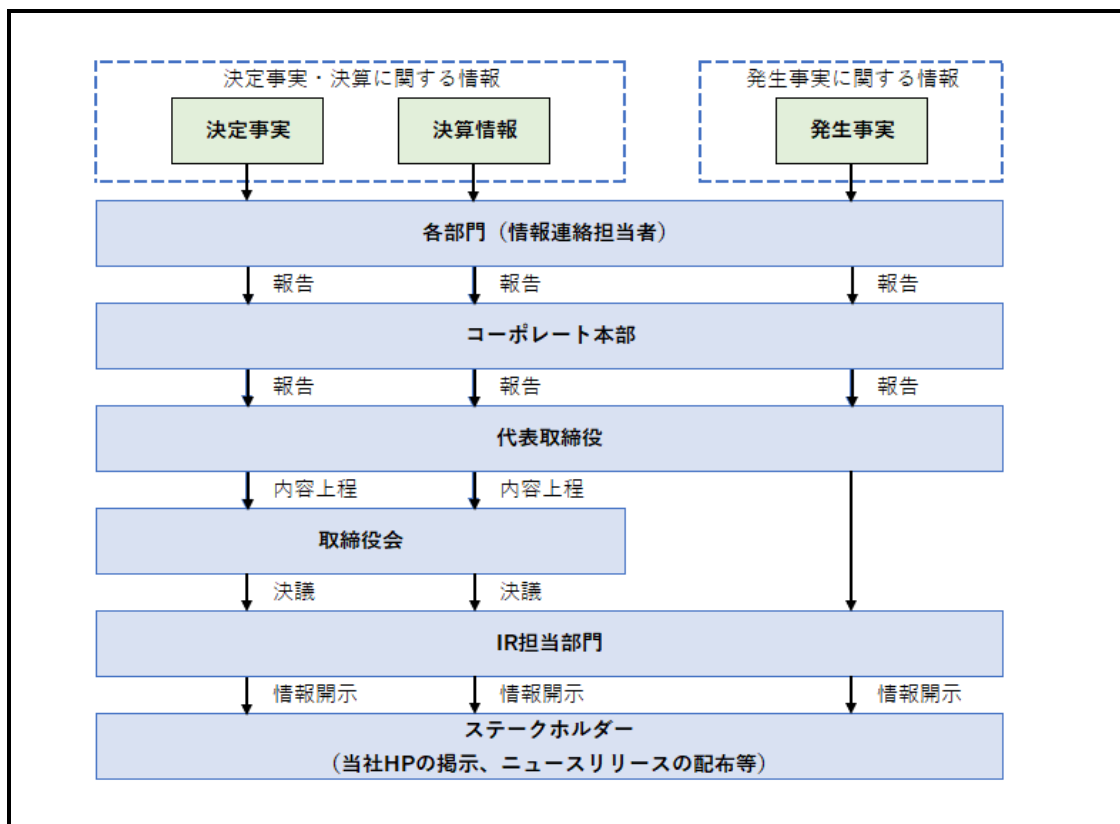
当社では、法令および当社が上場している金融商品取引所が定める規則に則り、公正で、透明性の高い情報の開示を適切に行うことを経営の重要課題と認識し、経営者自ら取り組んでおります。

また、役職員が常に心がけ行動すべき基本的事項を定めた企業行動基準において、株主・投資家への誠実で積極的な情報開示、コミュニケーションを図ることで、相互理解、信頼関係を深めることを行動規範としております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上